

(様式 4-2)

## 特定建設工事共同企業体協定書「甲型」(案)

(設置)

第1条 ○○○○は共同出資し、次の建設事業を共同連帯して営むため共同企業体を設置する。

- (1) 福山市立大学新棟整備事業(当該事業内容の変更に伴うものを含む。以下「本事業」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 本共同企業体は、○○・△△特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、○○年(令和○○年)○○月○○日に成立し、本事業の契約の履行後6か月を経過する日までの間は、解散することができない。

- 2 本事業を請け負うことができなかつたときは、企業体は、前項の規定に関わらず、本事業に係る事業契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地

○○○○株式会社

△△都道府県△△区市郡△△町村△△番地

△△△△株式会社

(代表者の名称)

第6条 企業体は、○○○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、本事業の履行に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契

(様式 4-2)

約の締結、業務委託料及び請負代金（前払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

△△△△株式会社 △△%

2 前項の出資には金銭以外のもの（機械器具、労働力、その他金銭に換算し得るもの）を含むものとし当該出資は、時価を参酌のうえ構成員が協議して定める額とする。

(運営委員会)

第 9 条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本事業履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、本事業の入札、契約の履行及び下請契約その他の本事業の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 企業体は、契約期間中の毎事業年度ごとに決算するものとする。

2 企業体に関する経理については、帳簿をそなえるものとする。

(利益金の配当)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が

(様式 4-2)

欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ本企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 企業体は、構成員のうちいずれかが、本事業の履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果た

(様式 4-2)

せなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 (令和 年) 年 月 日

所在地 広島県〇〇区市郡〇〇町村〇〇番地  
〇〇〇〇株式会社

氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 広島県△△区市郡△△町村△△番地  
△△△△株式会社

氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印